



平成27年9月2日

各位

会社名 株式会社 オプティム
代表者名 代表取締役社長 菅谷 俊二
(コード番号: 3694 東証マザーズ)
問合せ先 管理担当取締役 林 昭宏
(TEL. 03-6435-8570)

株式売出しにおける当社指定の販売先による当社株式の取得合意に関するお知らせ

当社が平成27年9月1日開催の当社取締役会において決議いたしました当社株式の売出しに関し、引受人が、当社の指定する販売先として、当社の株主である富士ゼロックス株式会社（以下、後記「1. 販売先の指定について」において「指定先」ということがある。）に対し、引受人の買取引受けによる売出し（注）の対象となる当社株式のうち、12,500株を販売する予定である旨を同日付で当社は公表いたしました。

当該公表後、指定先は、当社に対し、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる当社株式のうち、12,500株を取得する旨を合意いたしましたので、お知らせいたします。また、これに伴い、同日付で公表いたしました「株式の売出しに関するお知らせ」（以下、「9月1日付プレスリリース」という。）の記載内容が変更されますので、併せてお知らせいたします。

（注）9月1日付プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、平成27年9月9日（水）から平成27年9月14日（月）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）に決定される引受価額にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格）で売出し（以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。）を行います。

記

1. 販売先の指定について

(1) 指定先の状況

a. 指定先の概要	名称	富士ゼロックス株式会社
	本店の所在地	東京都港区赤坂九丁目7番3号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 栗原 博
	資本金（平成27年9月2日現在）	200億円
	事業の内容	以下、4つの事業を展開 1. オフィスプロダクト事業 2. オフィスプリンター事業 3. プロダクションサービス事業 4. グローバルサービス事業 さらに、上記4つの事業を横断したソリューションサービスを提供
主たる出資者及びその出資比率	富士フイルムホールディングス株式会社 75% ゼロックス・リミテッド 25%	

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

b. 当社と指定先との間の関係	出資関係	当社が保有している指定先の株式の数 (平成27年9月2日現在)	—
		指定先が保有している当社株式の数 (平成27年9月2日現在)	61,160株
	人事関係	当社と指定先に人事関係はありません。	
	資金関係	当社は、指定先から借り入れをしていません。また、指定先は、当社の借入債務につき、保証及び担保を提供していません。	
	技術又は取引等の関係	指定先は、当社との間で、指定先のサービスである「ITあんしんサービスパック」に関連して、「Optimal Bizを使用したサービス提供に関する契約書」を締結しております。	
c. 指定先の選定理由	<p>指定先とは、これまで当社と協力して「IT環境運用支援サービス」の提供を行っており、相互の企業価値向上を図るため、上記のとおり「Optimal Bizを使用したサービス提供に関する契約書」を締結しております。具体的な提携内容は以下のとおりです。</p> <p>(1) 平成21年12月より、指定先のITあんしんサービスパックにおいて、当社のクラウドデバイスマネジメントサービス（現 IoTプラットフォームサービス）のOptimal Bizの使用を開始</p> <p>(2) 平成24年8月より、指定先のIT監視運用SaaSサービスにおいて、当社のリモートマネジメントサービスの「IT機器ソリューションサービス」の利用を開始</p> <p>(3) 平成26年11月より、指定先のモバイルあんしんマネジメントサービスにおいて、当社のクラウドデバイスマネジメントサービス（現 IoTプラットフォームサービス）のOptimal Bizの使用を開始</p> <p>特に平成26年11月以降は、これまでのPC管理・複合機を含むIT機器管理だけでなくMobile管理も含め、指定先が提供するデバイス管理サービスのツールとして当社のOptimal Bizが使用されております。なお、平成26年8月には第三者割当により、当社株式15,290株の割当てを実施しております。</p> <p>指定先とは、今後も様々なサービスにおいて相互に協力を深め、海外展開も視野に入れ展開を進めていく予定であります。</p> <p>以上より、指定先との取引関係及び協調関係、資本関係をより強固なものにすることで、当社の成長と発展に寄与し、企業価値向上に資するものと考え、指定先に選定いたしました。</p>		
d. 販売しようとする当社株式の数	12,500株		
e. 株式の保有方針	指定先が保有した株式については、特段の事情がない限り、保有を継続する意向であることを確認しています。		
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、指定先の親会社である富士フイルムホールディングス株式会社が平成27年8月14日付で提出済みの第120期第1四半期報告書にて、連結貸借対照表における現金及び現金同等物を確認することにより、指定先が、上記12,500株の払込みに要する資金を有していると判断しています。		
g. 指定先の実態	当社は、指定先より、反社会的勢力とは一切関係のない旨の説明を受けており、また事前の調査から、指定先は反社会的勢力等との関係を有していないものと判断しております。		

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 株式の譲渡制限

指定先は、引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意をしています。その内容につきましては、後記「2. 9月1日付プレスリリースの変更箇所」における「<ご参考> 4. ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 売出条件に関する事項

引受人の買取引受けによる売出しにおける当社株式の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該当しません。

(4) 引受人の買取引受けによる売出し後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)	引受人の買 取引受けに よる売出し 後の所有株 式数 (株)	引受人の買 取引受けに よる売出し 後の発行済 株式総数に 対する所有 株式数の割 合 (%)
菅谷 俊二	東京都港区	4,824,000	72.96	4,209,700	63.67
東日本電信電話株式会 社	東京都新宿区西新宿三 丁目19番2号	400,000	6.05	400,000	6.05
小上 勝造	大阪府大阪市北区	78,500	1.19	78,500	1.19
富士ゼロックス株式会 社	東京都港区赤坂九丁目 7番3号	61,160	0.93	73,660	1.11
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁 目6番1号	43,300	0.65	43,300	0.65
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町一 丁目4番地	33,700	0.51	33,700	0.51
株式会社佐賀電算セン ター	佐賀県佐賀市兵庫町大 字藤木1427番地7	32,000	0.48	32,000	0.48
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACING (FE-AC) (常任代理人 株式会 社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の 内二丁目7番1号)	30,260	0.46	30,260	0.46
宋 文洲	東京都中央区	26,400	0.40	26,400	0.40
徳田 整治	神奈川県横浜市中区	20,000	0.30	20,000	0.30
野々村 耕一郎	東京都大田区	20,000	0.30	20,000	0.30
計	—	5,569,320	84.24	4,967,520	75.13

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(注1) 所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、平成27年7月14日現在の株主名簿に基づき記載しています。

(注2) 引受人の買取引受けによる売出し後の所有株式数及び引受人の買取引受けによる売出し後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、平成27年7月14日現在の株主名簿に記載された所有株式数及び発行済株式総数に対して、引受人の買取引受けによる売出し分を加味したうえで、さらに大和証券株式会社によるグリーンシュエーション（9月1日付プレスリリース「<ご参考> 2. オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義する。）の行使が全て行われたと仮定して算出した数値を記載しています。

(注3) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合及び引受人の買取引受けによる売出し後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第3位を四捨五入して記載しています。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

2. 9月1日付プレスリリースの変更箇所（※ 変更箇所は_____ 罫で示してあります。）

<ご参考>

3. 配分先の指定

(変更前)

引受人は、当社の指定する販売先として、当社の株主である富士ゼロックス株式会社に対し、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる当社株式のうち、12,500株を販売する予定です。

(変更後)

引受人は、当社の指定する販売先として、当社の株主である富士ゼロックス株式会社（以下、「指定先」という。）に対し、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる当社株式のうち、12,500株を販売する予定です。指定先の状況等につきましては、平成27年9月2日付で公表いたしました「株式売出しにおける当社指定の販売先による当社株式の取得合意に関するお知らせ」における「1. 販売先の指定について」をご参照ください。

4. ロックアップについて

(変更前)

(1) 引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である菅谷俊二は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）について、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間について、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割及びストックオプションの行使による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であつてもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (2) 引受人の買取引受けによる売出しに関連して、富士ゼロックス株式会社に、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間について、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、当社に対する単元未満株式の買取請求等を除く。）を行わない旨を約していただく予定です。

なお、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有する予定です。

(変更後)

- (1) 引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である菅谷俊二は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）について、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間について、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割及びストックオプションの行使による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

- (2) 引受人の買取引受けによる売出しに関連して、指定先は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間について、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、当社に対する単元未満株式の買取請求等を除く。）を行わない旨を合意しています。

なお、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

以 上